

引越に係る契約書、見積書

[illegible]

注意：
引越し業者や運送業者に支払った費用のうち、引越し運送費用や荷造り等のサービス費用が対象になります。

不用品の処分費用や物品の購入費用、レンタカー費用は対象になりません。

[illegible]

備考